

令和6年度 第1回ニセコ町子ども・子育て会議

日 時：令和6年6月4日（火）13：00～

場 所：役場多目的ホール3・4

1 開 会

2 委員等紹介

3 会長、副会長の選出

4 議 題

(1) 子ども・子育て会議の役割について

子ども・子育て支援法、ニセコ町子ども・子育て会議条例等に基づき、下記の事項について審議をしたり、子どもや子育てに関する施策について意見交換を行ったりします。

【所掌事項】

- ・ 幼児教育・保育施設等の利用定員の設定について意見を述べること
- ・ 町が定める「子ども・子育て支援事業計画」について意見を述べること
- ・ 町の子どもや子育て支援施策についての検討 など

※ニセコ町放課後子ども教室運営委員会として、運営内容等について検討する
→活動内容についてはコーディネーターによりプログラム策定していますので、大きな方針変更等が必要な場合にはご意見をうかがいます

(2) ニセコ町幼児センター、こども館、放課後こども教室等の状況 別紙

(3) 「第3期ニセコ町子ども・子育て支援事業計画」について 資料1

5 そ の 他

6 閉 会

ニセコ町子ども・子育て会議委員（第4期）

任期 令和6年（2024年）6月 1日から
令和8年（2024年）5月31日まで（2年間）

区 分	氏 名	所 属 等
子どもの保護者	龍 周作	幼児センターPTA会長
	上戸鎖 保幸	近藤小学校PTA会長（校内公募）
子ども子育て支援事業に 従事する者	菊地 博	幼児センター園長
	新井 融	ニセコこども館長
子ども子育て支援に関し 学識経験のある者	高井 裕子	NPO法人ニセコ未来サポート隊理事長
	高橋 美紀	ニセコ小学校長
	片岡 直人	民生委員・主任児童委員
公募による者	徳留 真子	青空自主保育ぽんぽろ
町長が必要と認める者	淵野 伸隆	総合教育課長

9名（男性6名 女性3名）

事務局 こども未来課

課長 齊藤 徹

係長 谷井彩乃

○ニセコ町子ども・子育て会議条例

平成25年9月20日条例第18号
改正 令和3年3月23日条例第6号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、ニセコ町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 公募による者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。